

国際人権活動

2022年9月9日（金）

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

いよいよ始まる日本政府審査にむけて

議長 鈴木 亜英

残暑お見舞い申し上げます。
世界的な新型コロナの蔓延のため、人権審査にもスケジュール不順が続き、思うようには事が進みませんでした。しかし、第4回UPR審査と自由権規約委員会の日本政府報告審査日が決まり、その時期が迫ってきましたのでお知らせいたします。

UPR（普遍的定期的審査）は来年1月31日に開催され、2月2日に日本審査の報告書が公表されます。

個人通報制度の速やかな批准をはじめ、57の団体の人権要求を実現したくベストを尽くそうではありませんか。

自由権規約の第7回日本政府報告は今年10月10日～11月4日に開催される136会期中で行われていますが、日本審査は10月13日に決まりました。私たちはかねて準備してきた個人通報早期批准をはじめ10項目のカウンターレポートを提出していますが、新たに4団体のレポートを追加しました。以前のよ



鈴木 亜英 議長

うに審査に傍聴できるかどうかは決まっておられません。今後の成り行きにご注目ください。

いずれにしても、私たちの人権要求を国連機関と日本政府に認識してもらえよう頑張りましょう。

当面の日程

■第6回幹事会

- ・10月25日（火）18時30分～
- ・東京労働会館5階会議室

■第5回代表者会議

- ・9月26日（月）18時30分～
- ・東京労働会館地下会議室

第26回総会

11月26日（土）13時～16時

東京労働会館・地下中会議室

UPR
普遍的定期的審査

第4回日本審査
2023年1月

国連加盟国の人権状況を審査する第4回目のUPR日本審査が5年ぶりの来年1月に開催されます。日本委員会は人権侵害の改

善を求める6団体からの様々な訴えを取りまとめ、今年の6月に共同レポートとして提出しました。（下記のHPのURLにてご確認ください）

今回、各団体がUPRの委員たちにどのような思いを込めて訴えたかを掲載します。

<http://jwchr.s59.xrea.com/?p=1099>

個人通報制度の批准に向けて

国際人権活動日本委員会 幹事：竹内 修

国際人権活動日本委員会では「自由権規約・第1選択議定書＝個人通報制度」の批准に向けて、これまで「自由権規約委員会」へのカウンターレポートの提出をはじめ、この問題を広く多くの人々に知っていただくためのパンフレットを作成するなど、国連の人権委員会に対して日本政府への勧告を求める活動をすすめてきました。国内の検察・司法の状況は例えば「袴田事件」のように死刑判決が確定した後で、冤罪の疑いから再審が認められて死刑執行が停止さ

れたような「冤罪」が疑われる事件が数多く発生しています。その原因として自白中心の取り調べ方法や犯罪の立証に都合の良い証拠・証言を取り上げ、それ以外は排除するなど検察・司法のあり方の問題があります。

「人権」を著しく侵害する事案が何度も発生している国内の状況を改善することが求められています。国内の制度では救済されず、人権侵害の状況に置かれた個人が国連機関に通報できるようになることにより、検察や裁判のあり方も国際的な基準に



合わせた改善が求められます。私たちは「個人通報制度」が国内で実現することにより犯罪捜査全体の改善も併せて期待して活動を続けています。

日の丸・君が代の強制は世界標準に逆行

東京・教育の自由裁判をすすめる会 花輪紅一郎

私たちは、UPRに第2回・第3回と「日の丸・君が代強制反対」のレポートを出してきました。これまでのところどの国からも一度も取り上げてもらったことはありません。でも、いつか注目してもらえる日が来ることを期待して今回もレポートを出しました。

強調した点は、人権を制約する時の審査基準が、日本は世界標準に比して緩いということです。私たちの裁判で、最高裁は「必要性・合理性」という緩や

かな基準で、懲戒処分は「思想良心の自由」の直接的な制約に当たらないと訴えを退けました。

しかし、自由や人権を制約する時の世界標準は、自由権規約に明記されているように「立法・目的・必要」の厳しい条件です。それを当てはめたらどうなるのでしょうか。現にCEART勧告では「愛国的儀式」という具体的場面に当てはめて、教員には反対を表明する権利があると認めています。

自由権規約第7回審査も進行



中ですが、UPRにも私たちの「思想良心の自由」は、世界標準なら守られるはずと確信して、レポートを出し続けます。

UPR
普遍的定期的審査

第4回日本審査
2023年1月

第4回UPR審査への期待

奨学金の会 岡村 稔

日本政府は2012年9月1日、国際人権規約A規約（社会権規約）13条（教育についての権利）2項（b）（c）について、33年間の「留保」を撤回し、すべての教育段階で無償化をすすめることに「拘束」される国になった。

ところが政府は「教育無償化の進め方は締結国にゆだねられている」「（総括所見・勧告には）法的拘束力はない」として「拘束」後10年を経過しながら、無償教育を実現する計画すら示そうとしていない。

2013年5月17日、国連社会権規約委員会が行った「日本の第3回定期報告に関する総括所見」に対する日本政府の回答期限は2018年5月31日であったが、期限を4年以上経過しながら未だに回答していない。

日本政府は、かねてより国連の常任理事国入りを望んでいるが、国際機関のルールを軽視する姿勢は一貫しており、この機会に厳しい勧告を示されることを期待する。



検定制度を変えさせるために 国際社会の力は不可欠

出版労連 幹事：吉田典裕

日本では、あたかも当然であるかのように教科書検定が存在し、教科書記述への統制が行われ、しかも検定に合格した教科書を授業で使用することが法律（学校教育法）で義務づけられています。このような制度は、およそ「先進国」と呼ばれる国には存在しません。

教科書検定による人権侵害は、特に歴史教科書の近現代史に関する記述で特に深刻です。この1年でも「従軍慰安婦」と朝鮮人・中国人労働者の「強制連行」について、閣議決定まで行って教科書記述を統制しています。にもかかわらず、政府は人権理事会や自由権委員会に「検定制

度はいかなる政治的介入も入り込む余地はない」との趣旨の答弁を繰り返しています。

出版労連は、このような状況を何としても変えようと、カウンターレポートを提出し続けています。その成果は、今回の自由権委員会のList of Issues (LoI) に、政府の言い分と異なる申し立て (allegation) があると述べられるなどの成果も生み出してきました。しかし政府は、LoIへの回答にみられるとおり、依然として頑なに態度を変えていません。国際社会の力は、この状況を変えさせるためにぜひ必要だと感じています。



UPR
普遍的定期的審査

第4回日本審査
2023年1月

JAL争議団の現状

JAL不当解雇撤回原告団 石賀 多鶴子(JHU組合員)

2022年7月、JFU(日本航空乗員組合)とキャビンクルーユニオンは日本航空と「2010年整理解雇問題」の終結を確認しました。

一方、JHU(JAL被解雇者労働組合)とJFUを脱退して結成された乗員争議団は共闘して新たな闘いを続けることになりました。

今後はJAL(日本航空)並びに国土交通省を相手とした東京都労働委員会への申し立てを軸に、国連人権諸機関における日本審査に向けてカウ

ンターレポートを提出し、並行して全国各地、各分野への支援の輪を広げながら要求実現・争議解決を目指して力一杯闘っていくことになります。

JAL争議団がこれまで闘いを継続できたのは、支援者・支援団体からの物心両面の支えがあったからです。JALの理不尽な解雇を撤回させることは「人権」と「労働者の権利」を守る闘いであり、「空の安全」につながるものです。皆様の引き続きのご支援をお願い致します。



残された時間はない

治安維持法犠牲者国賠同盟 岩下美佐子

同盟は1968年に結成、治安維持法下の不当、残虐な弾圧の実態を知らせ「再び戦争と暗黒社会を繰り返させない」と現在の社会、人権問題とも関連した運動を進めてきました。国会請願は来年50回目となります。亡くなる会員も多い中、新しい仲間も迎え現在の会員数は過去最大となり、署名は延べ1000万筆を越え運動の継続・拡大を進めてきました。犠牲者も参加した国連人権理事会への訴えは20年を超えます。しかし、一度も日本政府への勧告

は出されていません。国連頼みにしているではありません、国内の世論に訴えて政府に迫る行動と合わせて国連人権理事会からの政府勧告や国際世論にも包囲してほしいのです。先日、最後まで戦い続けた水谷安子さんは108歳でなくなりました。菱谷良一さんは今年も国会請願に参加されました100歳です。亡くなった仲間の分も頑張ると長く戦ってきた治安維持法犠牲者に残されている時間はありません。

「最後の訴え」です。



国連人権機関における日本審査日予定表

委員会名	日本審査日(日本時間 : +7H)
障害者権利委員会	第1回日本報告審査 8月22日 (15:00-18:00LT) 8月23日 10:00-13:00 LT
自由権規約委員会 (2022年10月10日～11月4日)	第7回日本報告審査 10月13日 (木) 15:00～18:00 ★公式ブリーフィング10月10日 (月) 10:30～13:00 (対象国は：フィリピン、キルギスタン、 ハイチ、そして日本) オンライン傍聴 (URL) https://media.un.org/en/webtv/schedule
UPR (普遍的定期的審査) (2023年1月23日～2月3日)	第4回日本報告審査 1月31日 09:00-12:30 LT オンライン傍聴 (URL) https://media.un.org/en/webtv/schedule

報 告

幹事：竹内 修

日弁連主催 「死刑廃止に向けた活動について」

8月9日(火)に弁護士会館会議室(オンライン参加併用)にて開催され、前半は死刑廃止に向けた活動をしている各関係団体からの挨拶を兼ねた活動報告と活動についての意見交換・交流が行われました。続く後半は井田 良さん(いだ まこと：中央大学大学院教授・法制審議会刑事法部会委員)を講師として「死刑制度と刑罰理論」というテーマで講演がありました。

意見交換会から

死刑廃止に向けた活動を行なっている11の団体が参加。それぞれの活動報告が行われた中で、私たち国際人権活動日本委員会(死刑問題そのものを直接取り組んではないため)としては、自由権規約等の「個人通報制度」実現に向けた活動を通じて、「冤罪」が少なからず発生する＝死刑執行後に新たな証拠が見つかり再審請求された飯塚事件など＝現在の国内の検察・司法

制度に対して、個人通報制度が適用されることで国際的な人権の基準での取り調べ、裁判を受ける道が開けること。そのことが死刑廃止に向けての運動につながる、という主旨の発言をしました。

講演から

実害対応型の刑罰(被害者に与えられた害に対応する害としての刑罰。被害者・遺族への配慮)から、規範保護型(殺人・窃盗などはしてはいけない＝社会規範の維持)へと刑罰のあり方を検討すること。日本国憲法の価値基準では国・社会のために生命を犠牲にすることを強制することはできないこと。死刑制度が犯罪の抑止として機能してはいない＝死刑を廃止した国で犯罪が増加した事実はない・・・など。

死刑の存廃について考えるための示唆に富む講演を伺うことができました。

今後のイベント

9月14日(水)「自由権規約委員会第7回日本政府報告書審査への対応」について
(Zoomウェビナー・オンラインのみ / 各NGO団体から2名までの参加)
主催:日弁連 11:30~13:30

9月25日(日)「国連人権勧告を実現させよう」
デモでアピール!
場所:新宿東口アルタ前
14時~ミニ集会でリレートーク
14時半~新宿駅周辺デモ

10月23日(日) 13:30~「学校に自由と

人権を! 10・23集会」小沢隆一氏
日比谷図書文化館地下大ホール
(日比谷公園内)

10月30日(日)「教育と愛国」から教科書を考える 齊加尚代氏(MBS毎日放送)、吉田典裕氏(国際人権日本委員会) エデュカス東京5階B室
13:30~17:00
資料代:800円
【事前申し込み先】子どもと教科書
全国ネット21 電話03-3265-7606
10月26日まで



2014年7月 自由権規約第6回日本審査本会議場にて

国際人権活動日本委員会 会員並びに支援者の皆さまへ

カンパのお願い

皆さまの変わらぬご支援、ご協力に深く感謝いたします。コロナ禍により停滞していた国連人権機関の活動も、少しずつ活気を取り戻す状況になって来ました。8月22日、23日には障害者権利条約の初めてとなる日本審査が開催され、委員たちへの活発なロビー活動や建設的な対話が行われました。10月にはいよいよ自由権規約委員会第7回日本審査が、そして来年の1月にはUPR日本審査と次々に開催されます。委員会への情報提供の準備やNGOレポートの作成、そして総括所見の公表後、日本政府に対する勧告を実現させるため活動資金はますます必要となってきます。皆さまのご支援を心からお願いいたします。

郵便振替口座: 番号 00160-3-362059 口座名「国際人権活動日本委員会」